

学校生活について

阿賀野高等学校に籍を置く生徒にとって、高校生活とはどんなものかを考えてみましょう。

高校時代は一生の基礎づくり

まず、人間の一生のうちで今が子どもから大人へと大きく成長していく時期です。そのため悩みや不安も多く、喜びや悲しみも大きいのです。皆さんのこれから生きていく方向の基礎がこの高校生活で決まると考えていいでしょう。

自分を鍛える大切な時期

社会はこれから一層多様化し、国際化していきます。そうした大きく変化していく社会をしっかりと予測し、それに対応できる判断力や技術・学力などの能力も必要になります。

そこでまず、頭脳や身体を鍛え、個性や特技に磨きをかけていかなければなりません。いつかは出ていく社会の中で有為な人間として迎えられる資質や能力などを身につける時期なのです。

他人の痛みを知る人間としての成長

また、皆さんが人間として生まれ、一度しかない自分の人生を楽しく、また、悔いなく送るためにも、自分の生命の尊さを認識し、かけがえのない生命を大切にしたいのです。そのことと全く同様に、他人の生命や基本的人権を脅かすことがあってはいけません。

集団生活のルールへの遵守

学校は集団生活を営む場ですから必要なルールがあります。それらのルールが無視されれば、集団としての機能が低下し混乱が生じます。どんなスポーツにもルールがあり、そのルールを守らなければペナルティが科せられることと同じです。ルールがあることで学校生活が一層楽しいものになっているとも言えます。

以下に本校の生活のきまりを記します。阿賀野高校での充実した生活の中で、良き友・良き師にめぐり会えることを期待します。

1 登校・下校など

- (1) 始業は8時40分です。
- (2) 徒歩又は自転車，又は原付バイク（許可者のみ）で登校します。
- (3) 自転車で通学する場合は，通学の登録をしてステッカーを貼ります。（原付バイク通学については7ページ参照）
- (4) 外出は学級担任の許可を得ます。

2 授業

授業時間は原則として50分です。

3 校舎・校具・図書

- (1) 定められた分担区を清掃します。
- (2) 校舎や校具・図書に対する故意の汚損・破損・紛失は弁償してもらったことがあります。

4 服装

- (1) 本校指定の制服を着用します。
- (2) 服装は別記の服装規程によります。

5 生活

- (1) いかなる時も高校生である自覚を持って行動して下さい。
- (2) 下記の行為は厳禁します。
 - ・いじめ行為 ・暴力行為
 - ・タバコの所持と喫煙及び同席
 - ・飲酒及び同席 ・薬物乱用 ・カンニング
 - ・授業妨害 ・暴走行為 ・万引き など
- (3) バイク，自動車の免許取得については別記の規程によります。（7ページ参照）

6 欠席・忌引など

- (1) 欠席，忌引は学級担任に届け出てください。

忌引(参考)

一親等（7日）父母

二親等（3日）祖父母 兄弟姉妹

三親等（1日）曾祖父母 伯叔父母

- (2) 遅刻，欠課，早退も学級担任に届け出てください。

7 諸「願」・「届」

下記の「願」・「届」は必要な時に学級担任よりもらい、提出してください。

- ・退学願　・休学願　・転学願　・復学願
- ・アルバイト許可願　・原付バイク通学許可願
- ・自動車学校入校願　・自転車通学許可願

8 証明書の発行

下記(4)，(5)の証明書が必要なときは事務室備え付けの書類により，学級担任へ申し出てください。(1)～(3)については，直接学級担任へ申し出てください。

- (1) 在学証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業見込証明書
- (4) 通学証明書（J R 定期券）
- (5) 学割証

※学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)を希望する場合は，予め次のページを読んでください。

9 選挙運動及び政治活動

選挙運動及び政治活動については，関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行ってください。

学校学生生徒旅客運賃割引証の 使用目的の範囲について

学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)は、学生生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、その発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限られます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

服装規程

冬制服着用（衣替え）について

《男子》

- 1 指定のブレザー、スラックス、長袖カッターシャツ、を着用する。
- 2 指定のベスト、セーターの着用は可とする。（原則としてブレザーの下に着用）
- 3 ネクタイをきちんとつける。

《女子》

- 1 指定のブレザー、スカート、長袖カッターシャツ、を着用する。（スラックスを着用してもよい。）
 - 2 指定のベスト、セーターの着用は可とする。（原則としてブレザーの下に着用）
 - 3 リボンをきちんとつける。
- ※ 移行期間 9月下旬から10月上旬頃までの4週間程度
（この期間は、気温によって夏服・冬服どちらの服装でも可とする。）
 - ※ 男女とも、シャツ・ブラウスの上に指定のセーターの着用ならば「略装」扱いとし、ブレザーを着用しなくとも服装規定には違反しない。
 - ※ 指定以外のベスト・セーター・カーディガンは着用禁止とする。（違反した場合は、状況に応じて学校で一時預からせてもらいます。）
 - ※ 男女とも制服を改造した場合は、正規のものを新たに購入してもらいます。
 - ※ 運動靴（内履き、外履き）は指定された物を着用する。
 - ※ 頭髪等の身だしなみは高校生らしく清潔に整える。
（別紙規程による）

夏制服着用（衣替え）について

《男子》

- 1 上着は着用せず、指定のスラックス、長袖または半袖シャツを着用する。
- 2 指定の長袖シャツ、指定のセーター、ベストの着用は可とするが、いずれの場合もシャツの裾はスラックスの中に入れ、ベルトをする。カーディガンの着用は認めない。
- 3 ネクタイは着用しなくてよい（ブレザー着用時は付けること）。

《女子》

- 1 上着は着用せず、指定のスカート、長袖または半袖ブラウスを着用する。（スラックスを着用してもよい。）
 - 2 指定の長袖ブラウス、指定のセーター、ベストの着用は可とするが、いずれの場合もブラウスの裾はスカートの中に入れ、スカートは折り込まない。カーディガンの着用は認めない。
 - 3 リボン着用はしなくてよい。（ブレザー着用時は付けること）
- ※ 夏制服着用期間：6月1日から9月30日
移行期間：5月1日から6月上旬頃
（この期間は、気温によってどちらの服装でも可とする。）
- ※ 男女とも通学時のサンダル履きは禁止です。
- ※ 制服を改造した場合は、正規のものを新たに購入してもらいます。
- ※ 運動靴（内履き、外履き）は指定された物を着用する。
- ※ 頭髪等の身だしなみは高校生らしく清潔に整える。
（別紙規程による）

バイク・自動車の免許取得について

1. バイク免許の取得について

許可規程

- ① 取得後に免許取得報告書及び誓約書を提出する。
- ② 1年生の1学期終業式翌日より運転免許受験を許可する。
- ③ 自動二輪の免許取得は認めない。

2. 原付バイク通学について

許可規程

- ① 免許取得報告書及び誓約書提出者で、通学距離が4～16kmに居住する者。
- ② 部活動や交通の便などの理由を学校長が認めた者。
- ③ 原付バイク通学許可願を提出し、説明、車体検査を受ける。
- ④ 1年生の2学期から許可する。
- ⑤ 12月～3月は冬季禁止期間として、原付バイク通学を禁止する。

3. 自動車免許取得について

許可規程

- ① 自動車学校入校願を提出し、取得後に免許取得報告書及び誓約書を提出する。
- ② 3年生の1学期終業式翌日より自動車学校への入校を許可する。
- ③ 在学中の自動車の運転は原則禁止とする。